

# 水産土木工事等における令和5年3月単価の適用時期について

公表用

各（総合）振興局が発注する**工事及び委託業務**における令和5年3月単価の適用については、次のとおりになります。

(1) 令和5年3月1日から3月21日までに入札（又は随意契約）を行う工事等の資材については、**令和5年2月10日更新単価**を適用します。

ただし、積算に用いる「公共工事設計労務単価」及び「設計業務等技術者単価」は**令和5年単価**になります。

※ 既に公表されている設計書（見積用参考資料）について、割増賃金対象比が旧単価の賃金比となっているものは、**新単価（令和5年単価）の賃金比**に読み替えてください。

(2) 令和5年3月22日以降に入札（又は随意契約）を行う工事等の資材については、**令和5年3月10日更新単価**を適用します。

ただし、積算に用いる「公共工事設計労務単価」及び「設計業務等技術者単価」は**令和5年単価**になります。

※ 既に公表されている設計書（見積用参考資料）について、割増賃金対象比が旧単価の賃金比となっているものは、**新単価（令和5年単価）の賃金比**に読み替えてください。

月	2月								3月																											
日	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
									★ 労務・ 技術者 単価 適用日									★ 単 価 基 準 日																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 / 1 以降の入札（開札日）等に付す工事等から新労務・技術者単価を適用します。</li> <li>・ 単価基準日より6開庁日経過後の入札（開札日）等に付す工事等から、当月の資材単価を適用します。</li> </ul>																																			
資材単価	R5.2.10更新単価																										R5.3.10更新単価									
労務・技術者単価	R4年単価								R5年単価																											